

平成 2 7 年第 1 回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成 2 7 年 3 月 3 日 (開会)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (閉会)

○議長（小林信） 再開いたします。次に7番、伊藤敏夫君の発言を許します。伊藤敏夫君。

（7番 伊藤敏夫議員 一般質問席登壇）

○7番（伊藤敏夫） 初めに、私がこれから質問する事項については、以前にも2つとも取り上げてまいりまして、その件について、どのような形で進んでいるのかということについて伺ってまいりたいというふうに思っております。

最初に、空き屋の冬期間における倒壊等の対応について、ということで質問させていただきます。

空き屋における取り組みの諸問題は、持主との連絡がとれなく、取れるまで時間と費用をかけなければならないものが多くあるということで、国内の市町村でも、この問題については頭を抱えている大きな課題であります。

今、政府も空き屋に対する治安や防災上の問題が懸念されることから、撤去や利用を促す特別措置法が、今年2月26日に一部施行されており、納税記録書照会などのほか、市区町村に立ち入り調査権限を認め、倒壊の恐れがあるなどの「特定空き屋」については撤去や修繕を命じ、行政代執行ができるとした規定は、この5月に施行するとしていることは新聞等で紹介されております。

今年の冬のように積雪量が多いにも関わらず屋根の雪下ろしをしていない空き家の倒壊が村内でも数件発生いたしました。先月の中旬のことではありますが、私が住む集落でも空き屋の屋根の積雪量が多く、いつ屋根から落ちてくるのか危険を感じ、住民からの連絡があったわけでございます。早速、その現場に行ってみましたが、そこは車が通れる支線で、いつ屋根から雪が落ちてくるか、人も車も通すこともできない危険を感じたところでありました。

地面から屋根までの高さは4メートルを越えておりまして、1メートル以上の屋根の積雪でありました。それを見て早速部落会長のところへ行きまして、その旨を伝え対応を願ったわけでございますが、話では持主が誰かも分からず連絡もとれない状況では、その家のみ雪下ろしをしても他にもある空き屋のこともあるため簡単には手を付けられないということでありました。

その後は村の方に連絡をとっていただいて、緊急として当分の間通行止めをしたという経緯がございました。

以上のようなことから、村では「空き屋等の適性管理に関する条例」が昨年、26年1月1日から施行されております。目的は、空き屋等の適正管理を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、村民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的としています。

条例の施行規則第4条では、村長は、空き屋等対策検討委員会を設置し、危険状態等の危険診断や指導、助言、勧告、命令、公表について必要な場合は意

見を求めることができるものとする、とありますが、検討委員会のメンバーはどのような立場にある方で何人ぐらいおられるのかをお尋ねしたいと思っております。

また、施行規則には、様式第1号 空き屋等に関する情報提供書、様式第2号は立ち入り調査実施通知書、様式第3号 立ち入り調査委員証、様式第4号 助言及び改善指導書、様式第5号 勧告書、様式第6号 公表に関する通知書、様式第7号 公表に関する意見書、様式第8号 措置命令書となっておりますが、その1号から8号まで今まで実施されたものがあつたのかどうか、お知らせをいただきます。答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） 村長、答弁を許します。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 伊藤議員の空き屋に対するご質問にお答えしたいと思います。

今年の冬は大変な大雪によりまして、村内では、空き屋の倒壊が発生しております。家屋等の倒壊または非住家、小屋等の倒壊が見受けられます。各集落でそういった情報も寄せられております。こういった倒壊があつた場合には、住民から役場、または消防署に通報があり、村道等に支障を及ぼしたり、住民に被害を及ぼす危険性がある場合は、職員及び消防職員がすぐに駆けつけて現場を確認し対処しております。また、倒壊しなくても、落雪により危険を及ぼすことが予想されるため、道路の通行止めの処置を1箇所講じております。さらに、雪害が発生した場合には、都度、県総合防災課と北秋田市消防本部に報告しております。ご承知のように、空き屋につきましては、所有者が特定されれば、危険防止のための雪下ろし、倒壊後の後片付けの連絡ができますが、相続放棄や所有者が特定できないケースがあり、解決すべき課題が多く、対応に大変苦慮しております。

ここにきて、国の空き屋等に関する法律整備も進んできており、26年11月に出されていた通達も平成27年2月26日から、また、但し書きに規定されている強制執行などの法律に関しては5月26日以降に可能になることになっております。これまでは家主などの所有者についても固定資産台帳の閲覧もできないでございましたが、係以外にも、今後は可能になりますので、現在より迅速に対応できるのではないかと考えております。

さて、ご質問の上小阿仁村空き屋等対策検討委員会につきましては、村の適正管理に関する条例に基づき、施行規則により設置され、平成26年1月1日から施行となっております。

本来であれば、施行されてすぐに委員会を立ち上げるべきところでありましたが、25年度において現況で困っている事例を弁護士に相談し、アドバイスを

受け、その対応を検討してきております。ご質問の上小阿仁村空き屋対策検討委員会の設置につきましては、対応が遅れ、本年2月1日となっております。

委員会の構成は、副村長を委員長とし、総務課長、住民福祉課長、産業課長、建設課長となっております。また、専門的な知識が必要な場合には、事例に合わせて外部の方の意見も聞くこととしております。

関係通知にいたしましては、これまで1件行っております。2月25日に沖田面地区の空き屋の一部が雪により倒壊し、隣家に被害が発生したことにより、所有者に空き屋等の適正管理について、改善指導書を通知しております。村内にはまだまだこうした空き屋による被害の発生が想定される箇所があり、今後とも増加すると思われます。条例、規則等の規定に従って進めてまいりますが、発生事例により随時見直して対処していかなくてはと考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（小林信） 伊藤敏夫君。

○7番（伊藤敏夫） 今、私の質問に対して村長の答弁があるわけでありまして、確かにそのとおりでございまして、これは真剣に本当に取り組んでいかなければならない問題だと思っております。

先般、ある方と立ち話でありましたが、その方も、私も上小阿仁出身だと、秋田方面に出かける際には、福館から沖田面に通るまでの間に、元木工所がある、あそこはボヤ火災があったところですけども、大きな穴があいて誰も入っていない。これも空き屋だろうと、そういうところを、もう少し村長、行政と議会の方で何らかの手を打たなければならないのではないかという話からありますが、その方はこんなことも言っていました。

芸術イベントで交流人口に力を入れていることは悪くはないが、そのような環境では、来村した方の村のイメージは、いつきても村はこんなところかと思っているのではないかというような環境的な問題で話があったわけでございまして、やはり、そういうようなものについては、村長、議会が措置する気構えがあれば何らかの方法が取れるのではないかなというようなお話がありまして、私は、それに対して、そのとおり、そのとおりというような話をしてきたわけですが、これは余談の話でございますけれども、そういうようなものもあるということから考えますと、夏分だけの空き屋の問題という形で今まではとらえてきたのですが、今年についてはこのぐらい降雪量も多く、積雪量も多い状態の中において、私の集落でも、一部の被害を受けたところもありますし、それから、先ほど言いました1件については、後ほど処置をした形の中において、倒壊は現在まぬがれておりますけれども、やはり交通量の多くないところも1箇所倒壊しております。

先ほど、村長も、2月25日に雪の重みで倒壊したというお話でありますけれ

ども、ぜひ、そういう点を、来年もまた今年のように雪が多いかもしれません。建物というのは、人が入っていなければどんどん古くなった形のなかにおいて倒壊の危険度というものが多くなるというふうに思われますので、その点についても制度を利用しながら、ぜひ、進行していただきたいということを申し上げて、この質問については終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（小林信） 答弁はいいですか。

○7番（伊藤敏夫） それではお願いします。

○議長（小林信） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 伊藤議員のおっしゃることはもつともでございますし、村民の多くの住民の方のご意見も同じではないのかなと、こう察しします。ただ、法律を読んでやらなければならないと、それから費用は誰が負担するのかと、そういうことをみていかなければいけないだろうと、私も心情的には、やはり、村を良くすると、印象を良くするという事で空き屋は全て解体し整理したいと思います。

しかし、それは今の状況では、倍々に、今年度5件であれば、来年は10件になるだろうと。そして、これからますますこの空き屋に拍車がかかっていくと思われまふ。今あるものをよせて整理して、これで片付くのであれば、これはなんとか現状を改善することはできるわけですが、そういかないところに、なかなか動けないと、それで、やはり国でも法がだんだん改正されてきております。国の方をお願いして、交付税措置がなされるような、そういった形でこの全国の町村長が要望活動を行っておりますので、そういった形をもっと力強くしながら交付税の算入に入れてもらえれば、村で解体した費用の半分でもいいし、全額でもいいし、面倒をみてくれるという環境のために、そういう地域づくりが必要なのだという声を、我々が発していく必要があるのではないのかなというふうに思っておりますので、伊藤議員のご意見を参考にしながら、なんとか私なりに頑張ってみたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 伊藤敏夫君の一般質問の時間ではありますが、ここで、会議を一旦中断し、午後1時20分から再開し、質問を行いたいと思ひます。

暫時、休憩いたします。

11時59分 休憩

13時20分 再開

○議長（小林信） 再開いたします。

○議長（小林信） 休憩以前に引き続き7番、伊藤敏夫君の質問を続けます。発言を許します。7番 伊藤敏夫君。

○7番（伊藤敏夫） それでは引き続きまして、次にふるさと納税制度「い樹い樹かみこあに応援基金」について、質問させていただきます。

「い樹い樹かみこあに応援基金」の活用は、ふるさとの自然、景観を生かした事業。ふるさとの伝統芸能と文化の伝承に関する事業。豊かな恵みを活かした交流を通じて人々が元気になる事業。ふるさとの人々が、安全、安心して暮らせるための事業。その他、村長が認める事業について、5項目を明示してございます。

昨今、ふるさと納税については、全国のお礼の品々をインターネットで見ることができます。カタログを見て好きなものを選び、必要とする品を送ってもらうという現実でございます。

先月、2月26日のさきがけ新聞には、昨年、ふるさと納税の額が一番多かったのは、金額で12億7,884万円の長崎県の平戸市でございました。

東北では、山形県天童市の4億7,538万円が、全国の7番目のランクでありました。どんなもののお礼品をネットに掲載しているかを見たところ、それぞれの市町村のホームページには、3千円のこんな品、5千円のこんな品、8千円のこんな品というのは、各種商品が写真入りで紹介すると共に、そこにはコメントが入っています。簡単に申し上げますと、発送の時期や申込期限、発送条件といったもので、簡単なレシピ付きでございます。その商品のPRのレシピ付きでございました。

ちなみに上小阿仁村を見てみたところ、上小阿仁村のふるさと納税の選べる特産品には、特典の用意はありませんとあります。特典の用意はあるのは、では他所の方の町村でもあるのかと見ましたところ、やはり、それは同じような掲載の中において東北が非常に多い状況でありました。我が村においては、申込期限限定とか、あるいは発送時期限定という形のなかにおいて、冬期間においても準備できるいろんな物があると思います。秋には新米や、春、秋の山菜、食用ほうずき、ズッキーニ、ベイナス、とうもろこし。食品関係においても、きりたんぽセットとか、山ぶき饅頭とか、あるいは、これにはシーズンがないとは思いますが、工芸品等を農家や事業者と連携しながら、ふるさと納税の増進を図らなければならないと思うのであります。

また、企画したものにつきましては関東かみこあに会の会員全員に、そういうような物を発送することによって、いろんな注文がくるということも考えられる方法であります。そしてまた、やはり、その内容を村民が知らない、親戚或いは子どもさん方から連絡がきても応えようがないということからいきますと、村民に周知してPRしてもらうというような方法までもっていかなく

ばならないのではないかというふうに思っております。

そのためには、村として、これはプロジェクトを作るかなどしても結構でございますけれども、お礼の商品というようなものを設定しPRできるような企画というものを真剣に考えて、それが大きくなれば、先ほどの最初の質問の段階において、村長は、空き屋が出た場合においてどこからそのお金が出るかというようなお話もありましたが、そういう次の手、次の手というものをうちながら、うまく回れるような、稼働できるような、そういう状況にもっていくのもひとつだと思っております。そういう意味で非常に、このふるさと納税については、やはりPR不足と、それから真剣にそれがとりかかってくることによって、いろんな形の中において、これを活用していけるというふうに考えてございますが、そういう実行に移すべきと考えますけれども、村長の考えは如何なものでしょうか。聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林信） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 伊藤議員のふるさと納税について、自分の思いを質問されております。お答えしてまいりたいと思います。

ふるさと納税については、これまで返礼をしないという形でやってまいりました。先の関東かみこあに会におきまして、この点について大変上小阿仁の出身の方々よりお話をいただいたというふうに、先発隊としてまいりました総務課長より、その件についてはお話を伺っております。ただ、この全国的にカタログ販売みたいな形で、このふるさと納税が進められてきております。私は、今までは純粋に、自分の生まれたふるさと、故郷を応援するのだという趣旨の、最初がそういう形であったのではないのかなと思っております。多分、菅総務大臣も、当初はそういった形で進んだのではないのかなと、やはり都会にきて一生懸命働いてきて、都会が今豊かになったのは、田舎で若い人方を育ててくれた、そういうふるさとの方があってこそ、この日本の繁栄があるのでないかという思いを形にしたというふうに、私は理解をしてきました。

ただ、昨今のこのふるさと納税の状況を見ますと、なかなかそういうふうにはなっておらないと、やっぱり経済的な面が大きく左右してきているというふうに考えております。

これまで、我が村では、ふるさと納税はい樹い樹上小阿仁応援基金に積み上げ、集落などの住民生活に結びつく事業などに有効に活用させてきていただいておりますので、納税された方々には大変感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、今全国的なブームと承知しておりますし、今、伊藤議員がおっしゃったようにいろんな産品を選択できる、そういうブームがきております。テレビ

でも、1月でしたか、北海道のある地域の牛肉の産地で大変霜降りのレートの牛肉がものすごく注目を集めて、数億円と、出荷が追いつかないというふうな取り組みも紹介されておりました。ただ、地域にそのような産品がある地域と、そしてまた、我が村では、これからそういう産品を今度は開発しなければいけないというふうな遅れが生じているのかなと、これまで、その村の奨励品種とか、そういったものがこれまで村が作ってきたのか。やはり誰の商品でもいいというわけにはいかないのではないのかなと。例えば、米にしても粒を大きくしたり、やはりこだわり米、こういったものが喜ばれると私は思います。普通のやり方で、普通のものであっては他所と比較した場合に、大きな差が出るのではないのかなというふうに考えております。

いろいろ工芸品なども村にはあります。そういったものと組み合わせながらの選べる商品という形が好ましいのかなということも考えたりはしております。

ただ、今、賞味期限とか、いろんなそういう産品を責任は誰が負うのかとか、発送はどこでやるのか、いろんな大きな商店があればいいのですけれども、個人事業主が多いということで、その個人事業主を全て集めて、そしてそれに対応できるのかどうか。なにかも、何でも村が主催してやっていかなければいけないのか、そういった面も、私はまだまだ検討をしていく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

来年度、まず少額ではありますが、返礼品に対する予算も設けました。これが足りるのか、足りないのか、やりながら考えていくしかないだろうと思いますし、どういうものを、村を代表する産品にしていくのか、これが果たして役場の中だけで検討していいのか、それとも広く意見を求めていけばいいのか、大変難しい問題にもなるのではないのかなというふうに思っております。

ただ昨年、プロジェクトを見た方が、これは県内の方ですけれども、村がよく頑張っているということで、自分からふるさと納税をしてくれた方も、少額ではありますが秋田県の中でおられます。

やっぱり頑張っていれば、それなりに見る人もいるのではないのかなと。私はふるさと納税、商品が欲しくてやる人もいたろうし、そしてまた純粋に、その地域を応援したいという思いで、このふるさと納税をやられる方もいると思います。

今、このシステム、クレジットカードなどでも納付できるようになっておりますし、村でもそのように対応も進めてきております。村のホームページの方から申込もできるように、間もなくなるとは思いますけれども、この産品の返礼品に関して、いろんな方から意見を求めて、そして、どういうのがいいのか、どういうのが喜ばれるのか、どういうものが村を代表する産品なのか、この点をやっぱり見極めながら、せっかくやってもなんか村の産品は見劣りがすると

か、いろんな意見がこれから出てくるのではないのかなというふうに思っておりますので、どうか、そこらへんを議員の皆さんのお知恵を拝借しながら構築していければと思います。

あまり急いで、本当は急いでやりたいのですけれども、村の奨励品、推薦品というふうな形の商品がまだまだ不足しておりますので、そこらへん、商品開発、商品をどうやってそれを村の商品だというシールみたいなのを作り上げていったらいいのかなと、まだそこまで考えが及んでおりません。これをできればあまりコストがかからないような形で、道の駅、観光物産とか、そういったところで取り寄せて周知しながらやればなというふうに考えてはおりますけれども、まだ固定した考えをもっているわけではありませんので、大変申し訳ないのですけれども、そういったお答えしか、今できないということでご理解願いたいと思います。

○議長（小林信） はい、伊藤敏夫君。

○7番（伊藤敏夫） ご答弁ありがとうございます。

ただ、難しい意見というのは十分私も現状の段階においては理解いたします。前に進めない限りについては、なにも形になっていかないわけでございまして、先ほど村長が観光物産を窓口にしてということがありましたし、私もそれについては、そういうふうなものを最初は観光物産で行いながら、次の手を広めていくためにはどうするべきかというようなものを模索していかなければならないひとつの問題でないのかなというふうに思っております。

誰が発送するのか、或いは誰がそういう品質的な面について責任を負うのかというのは、村という形の中における考えは私もありません。村になるかもしれないかもしれませんが、道の駅をやっぱり起点にしながら、その次のステップについてどうするべきかというものを踏まえ合わせるということも、発送してくれる例えば農家の人や、その畑を作る人方についても、それについては、こういう点については十分吟味して送ってもらえるような、そういう形のものがアドバイスするのは、やはり村の皆さんの仕事でもあるのではないのかなというふうに考えるわけでありまして。

誰かがやらなければ何も前に進まない、そういう状況でありますから、少しでもやりながら大変喜んでだりと、大体物を作る人というのは、そのものを購入した人から、いや、おいしかったよ、非常に珍しくて楽しかったよと、というような声が一番大事なわけでありまして、そういうようなものを目標にしながら、ぜひ前の方に進めていただきたいというふうに思っております。

例えば米の話、先ほどさせていただきましてけれども、米にしても、いろんな人が米を作っているわけでありまして、今年は貴方という形で、最初は何年かかるか、1年かかるか、2年かかるかは最初の人でもいい訳ですけれども、

そういうふうに必要なが多くなれば、そういうような点においてもできるのではないか。ただ、私はやっぱりネットに何を該当するものはないとかというものについては、東北の人方というのは、冬があるからないのだという、そういう先入観みたいなものをもって、なんかそれを突破させるための勇気みたいなものが足りないのではないかというふうに思って申し上げたわけでありますが、余談的な形になるかもしれませんが、トウモロコシについても、我々、小沢田の場合、組合を作っておるわけなのですから、30箱、50箱については送ってやっているわけなのです。

ですから、そういう期間限定であるならば、そのものが収穫できる段階においてまで注文をとって、その発送は、そのあとになりますよと、それと今注文とったものを、春先の山菜でも何でもあったときには、セットとして送ってやるよと、商品名を書いて、天然ですよというようなものもあるでしょうし、もっと大きく言えば、その注文が多くなった場合においては、その面積を広めてでも、山菜という天然でなくても、今、野外センターもそれをいろいろ研究されておるものがあるわけなのですから、そういう形の中でやっていきますと、村全体の活気が出てくるのではないかなというふうに思っておるわけで、いろんな方法については、長崎県の平戸市が、なぜそういうものについて村長も先ほど言っていましたけれども、ポイント制というものをとって、1ポイント1円、1万円やることによって何千ポイントとかの形の中において設定されておりました。

ちなみに皆さん、当然、これはネット見ていると思うのですけれども、1万円以上のものについては4,000ポイント差し上げますよと、それから100万円以上のものについては50万ポイントを差し上げますよというところのランクがずーと書いておまして、確かに平戸市については、何だかあわびというものがあまして、これが、うちわあわびというものがあまして、今、注文といますか、申込があつて供給が間にあわないというぐらゐの状況だそうなのですが、そういうようなものやってみて初めてわかったというふうに、感想の中には書いておったのですけれども、やはりやるべきことについてやっていかなければならないのではないかというふうには思いますので、ぜひひとつ、そういう点にも踏まえ合わせながら、このふるさと納税、関東かみこあに会の皆さんの力も借りながらやれるような仕組みをぜひとっていただきたいと、それに対しては、私としても一生懸命応援していきたいというふうな考えでございますので、村長のいろいろとやりたいことについては、十分あるのだけれどもということですから、ひとつ前に方に進めるように、他所に負けないようにやっていくながら、これ資金というふうなものについては、ぜひ空き屋対策の費用にも使わせていただけるようにもっていただきたいと思いますものだというふ

うに思っております。

私の時間もそろそろのようでございますので、村長がそれに対して答弁するというのであれば、答弁していただきたいと思います。

ということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小林信） これで一般質問を終わります。